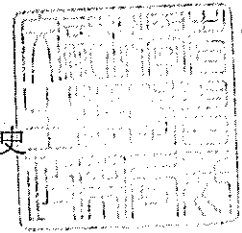


23文科生第722号
23文科初第1448号
平成24年1月30日

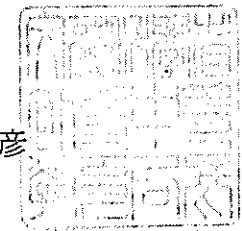
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省生涯学習政策局長 合田 隆 史



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長 布村 幸 彦



(印影印刷)

児童虐待の防止等に関する政策評価の結果及び勧告について（通知）

児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等における的確な対応については、これまで、各種通知等においてお願いしてきたところです。

しかしながら、総務省による児童虐待の防止等に関する政策評価の結果、虐待対応件数が毎年度増加し続けていること、小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに1か月以上を要した事例がみられたことから、本年1月20日に総務大臣から文部科学大臣に対し、児童虐待の発生予防及び早期発見に係る取組の推進について、別添のとおり勧告がなされました。

貴職におかれては、政策評価の結果等を踏まえ、所管の学校又は域内の市区町村教育委員会に対し、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、速やかな通告をすること等、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応の取組について一層の周知徹底を図られますようお願いいたします。

なお、今後、今般の勧告を踏まえ、通告の取組状況等を調査することを予定しておりますので申し添えます。

(本件連絡先)

文部科学省

生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育企画係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3073) 03-6734-3073 (直通)

e-mail danjokat@mext.go.jp

初等中等教育局児童生徒課生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内線 3299) 03-6734-3299 (直通)

e-mail s-sidou1@mext.go.jp

『児童虐待の防止等に関する政策評価書 平成24年1月 総務省』抜粋

(全文：総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

第4 評価の結果及び勧告

1 評価の結果

ii) 早期発見

保育所からの通告件数は平成19年度5,440件から21年度6,115件に、学校からの通告件数も19年度1万2,102件から21年度1万3,244件にいずれも増加している。しかし、保育所や学校には早期発見の努力義務があり、児童虐待のおそれを発見したときは通告義務があるにもかかわらず、速やかな通告がなされたものは、調査した17保育所25事例のうち22事例(88.0%、16保育所)及び42小・中学校75事例のうち68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっている。

また、一部の保育所や小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告しなかったもの(5保育所8事例、6小・中学校15事例)もみられた。

以上のとおり、児童虐待の防止等に関する政策については、

①虐待対応件数は増加の一途であること

②虐待死亡児童数は減少していないこと

③各施策における効果の発現状況をみても、早期対応から保護・支援については一定の効果
がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること

から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況

虐待対応件数が毎年度増加し続けていることについては、児童虐待自体が増加しているという側面と、潜在していたものが顕在化している側面が考えられるが、児童虐待の発生を予防できているかという観点で虐待対応件数の増加について考えた場合、潜在していた児童虐待が顕在化しているという側面についても、児童虐待自体が発生しているということに変わりはなく、更なる発生予防対策が必要であると考えられる。

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況

ア 関係機関における早期発見に係る取組

調査した17保育所及び42小・中学校で児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかったものが5保育所において8事例、6小・中学校において15事例みられた。また、平成19年度から21年度までに、調査した17保育所が通告した47件のうち、詳細を把握した25事例中、速やかな通告がなされていると考えられるものは22事例(88.0%、16保育所)、調査した42小・中学校が通告した209件のうち、詳細を把握した75事例中、速やかな通告がなされていると考えられるものは68事例(90.7%、40小・中学校)にとどまっており、保育所の残る3事例(12.0%、3保育所)、小・中学校の残る7事例(9.3%、6小・中学校)は、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間(1か月以上)を要しているものであった。

児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった理由及

び通告までに長期間を要した理由として、保育所及び小・中学校は、児童虐待の確証が得られなかったこと等を挙げている。

当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成 22 年 8 月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請している。しかし、同省は、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。

2 勧告

関係省は、児童虐待の防止等に関する政策を効果的に推進する観点から、当省の意識等調査結果も参考にしつつ、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進

② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。(文部科学省及び厚生労働省)

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進

ア 保育所及び小・中学校における取組の推進

② 平成 22 年 8 月に発出した課長通知を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。(文部科学省)